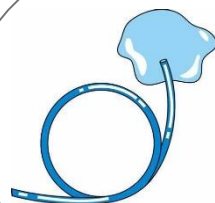


簡易水道たより

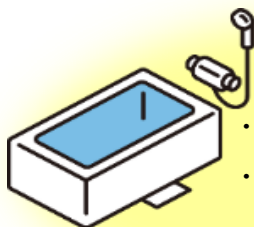
簡易水道とは…給水人口が101人～5000人の水道事業になります



水を上手に使い、 限りある資源を大切に！



節水ワンポイントアドバイス



- ・シャワーはこまめに開け閉めを
- ・お湯の沸かしすぎ、溜めすぎに注意



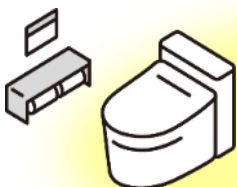
湯船にお湯を溜めず、シャワー(5分間)だけの使用なら約140ℓの節水になります



- ・洗濯物はまとめ洗いをしましょう
- ・お風呂の残り湯も活用しましょう



お風呂の残り湯は水道水より温度が高いため、洗剤の溶けも良くなります



- ・大小レバーを使い分けましょう
- ・2度流しは控えましょう



小レバーは大レバーに比べて約2ℓの節水になります



- ・食器はつけおき洗いしましょう
- ・食器についた油分は雑紙で拭いてから洗いましょう



野菜を洗った水やお米のとぎ汁は植物への散水に再利用できます

家庭での水の使われ方

一般家庭で1人が1日に使う水の量は平均約214ℓです

(500mlペットボトルだと)



428本

その他
6%

《水の使用用途の内訳》



2人世帯の家庭では1か月あたり平均約16,000ℓ(16㎡)の水が使われています。

簡易水道料金の見直しについて

これまで、「簡易水道たより」で複数号にわたって取り上げた、簡易水道料金の見直しに向けた現状や取り組みについて、改めて本記事で分かりやすく整理しました。

本市簡易水道の現状

支出の削減など経営努力に努めていますが、このままでは水道事業を維持することが困難になる可能性があります。

- ✓ 水道施設が高低差のある中山間地に点在していることから、一般的な市街地と比較して、水道を届けるには多額の費用が掛かっています。
- ✓ 本来、水道事業は皆さまからの水道料金で経営しなければいけません。料金収入だけでは経営が難しく、市から毎年約2億円の補助金(税金)を受け、赤字補填しています。

水道の供給コストと料金について



水道水を届けるためにかかる費用が675円/m³に対し、皆さまからお支払いいただく水道料金が70円/m³と、1m³あたり605円の赤字状態となっています。

《1m³の水道水を届けるためにかかる費用》(令和3年度決算より)

水道水をつくり、届ける費用
356円(53%)

水道施設の更新に
備える費用
192円(28%)

その他
127円(19%)

675円

審議会からの答申

地域住民や学識経験者などで構成された簡易水道事業審議会において、経営の健全化に向けた、簡易水道事業の経営のあり方を議論していただき、収入の確保に向けた取り組みについて答申を受けました。



現地視察の様子

① 取り組むべき方策の優先順位

早期に取り組むべき方策

- ※(ア)アセットマネジメントの推進
- (イ)経営戦略の策定
 - (ウ)地域水道ビジョンの中間見直し
 - (エ)施設耐震化計画の策定

今後継続的に取り組むべき方策

- (オ)広域化の段階的取組
- (カ)維持管理体制の強化
- (キ)業務継続計画(BCP)の策定

※中長期的な視点で効果的に施設を管理・運営する活動

② 取り組むべき方策の具体的内容・手段

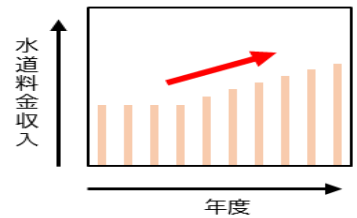
アセットマネジメントの推進 (収入の確保)

- ◇可能な限り効率的な経営を行っても不足する経費は公費(税金)で負担
- ◇料金体系は、**従量制に統一**、市民の料金格差の解消を図る観点から**神奈川県営水道と同水準**
- ◇特例措置として、**概ね5年間の激変緩和措置**、従量制移行の課題となる漏水の解消に向けた実態把握や水使用の適正化に向けた啓発などの取組【青根地区】
- ◇料金改定にあたっては、使用者の理解が得られるよう地域に丁寧に説明し、必要性やプロセスを共有

料金見直しの効果

現在の神奈川県営水道の料金体系に改定した場合、水道料金収入が現在の**70円/㎡から117円/㎡**になることが見込まれ、大幅な収支改善は難しいですが、現在よりも赤字幅を削減することができます。

また、収入が増えることにより、将来にわたり皆さまに安心して水道をご利用いただくための水道設備の更新や改修などの設備投資に必要なお金を確保することができます。



水道設備(イメージ)

現在の県営水道と簡易水道の使用料差額 (税込)

地区	2か月あたりの使用水量				
	10㎡	20㎡	40㎡	60㎡	80㎡
藤野	-534円	-517円	-352円	+704円	+3,190円
青根	-1,958円	-1,395円	+1,498円	+5,282円	+10,496円

(注) 左図は令和5年3月現在の県営水道料金との差額を表しています。また、あくまでもシミュレーションのため、今後の料金見直しの内容により実際とは異なる可能性があります。

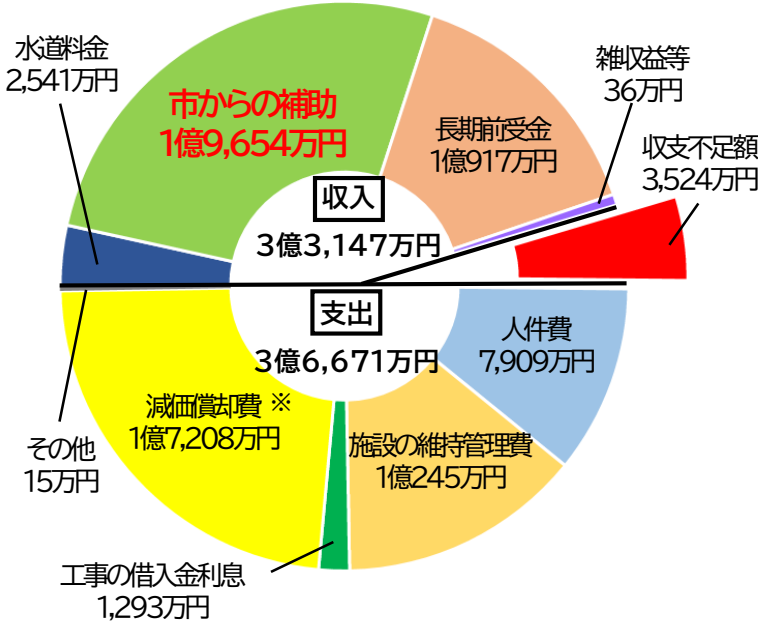
今後について

今後も「簡易水道たより」を中心に、料金見直しについてお伝えしていきます。

現在、神奈川県営水道では、令和6年度の料金改定に向けて、現在審議会で検討しています。本市簡易水道については、県営水道と同一の料金とするため、今後の県営水道の料金改定に動向に注視しながら、実際の改定時期等について検討していきます。

収益的収支

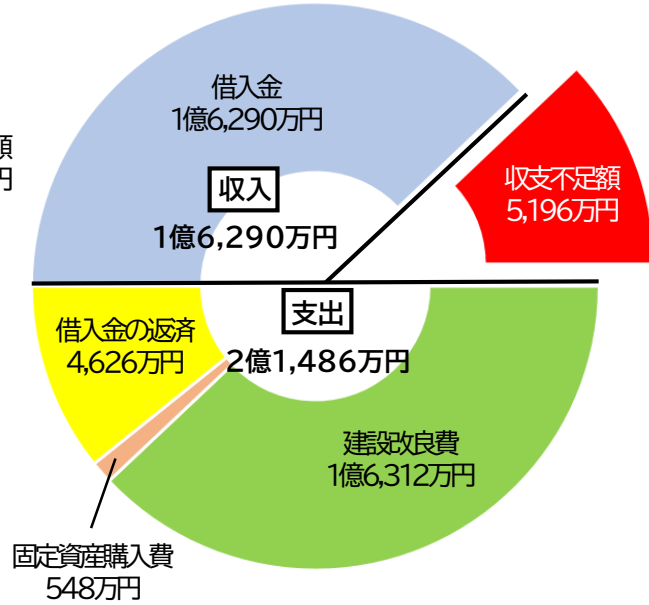
(水道事業を運営するための収支)



※長期に使用する施設などの価値の減少分を1年ごとに費用化した費用

資本的収支

(水道施設を整備するための収支)



(注)千円単位以下を四捨五入しているため、総額と内訳額の合計が一致しない場合があります。
(注)金額は税込です。



依然として、水道料金収入(2,541万円)だけでは経営が難しく、市からの補助(1億9,654万円)を受けてもなお、収支不足額(3,524万円)が生じてます。



《予定している主な施設整備》

- ・浄水場の機械設備の改修・更新
- ・取水施設の改修・更新
- ・遠方監視システムの設置

水道のしくみを紹介します！ 青根浄水場見学会のご案内

津久井土木事務所では、市内の自治会など幅広い団体を対象に、青根浄水場の施設見学を受け入れています。普段は入ることのできない浄水場の中を見学しながら、水道の仕組みや飲み水が作られるまでについて職員が説明します。

お申し込み方法など詳細については、相模原市HPをご覧ください。か、生涯学習センター(TEL 042-756-3443)までお問い合わせください。

※お問い合わせの際は、**講座No:9-5 講座名:市営青根簡易水道のしくみ**とお伝えください。



青根浄水場

インターネットで「青根浄水場 見学」と検索するか、こちらのQRコードからアクセスできます。



青根浄水場 見学



【編集・発行】

相模原市 津久井土木事務所簡易水道班

〒252-5172

相模原市緑区中野633 津久井総合事務所別館2階

TEL 042-780-8210 FAX 042-780-1481